

小浜市営体育施設指定管理に関する仕様書

本仕様書は、小浜市営体育施設の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、管理運営業務の内容を定めるものである。

I 基本方針等

1 体育施設の設置目的、業務

(1) 目的

市民のスポーツに対する意欲の向上と、心身の健全な育成を図ることを目的とする。

(2) 業務

小浜市営体育施設の運営管理および施設の維持管理等

2 管理運営に関する基本方針

指定管理者制度では、指定管理者は施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行するものとされている。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図っていく必要がある。

指定管理者は、小浜市営体育施設を運営管理するにあたって、次の各項目に留意して円滑に実施することとし、小浜市は施設の設置者として必要に応じ指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 市民の体力・健康づくりの拠点となるような管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者へのサービス向上に努めること。
- (3) 公共の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行い、特定の者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (4) 施設の適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (5) 小浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年小浜市条例第 16 号）の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを徹底すること。
- (6) 指定管理の業務上知り得た内容について第三者に漏らしたり自己の利益のために利用しないこと。指定期間の終了後も同様とする。
- (7) グリーン調達の推進や、資源リサイクルの徹底、エネルギー使用量の削減など、環境に配慮した管理運営を行うとともに、利用者および業務関係者に対する情報提供または環境教育に努めること。
- (8) 小浜市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- (9) 小浜市スポーツ協会等関係団体との連携を図ること。
- (10) 各種スポーツ大会等の開催等により、小浜市営体育施設の更なる利活用の拡大に努めること。

3 法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 小浜市営体育施設の設置および管理条例（昭和 43 年小浜市条例第 6 号）
- (3) 小浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年小浜市条例第 16 号）
- (4) 小浜市営体育施設の設置および管理条例施行規則（平成 18 年教育委員会規則 4 号）
- (5) 小浜市財務規則（平成 3 年小浜市規則第 15 号）
- (6) その他管理運営に適用される関係法令

Ⅱ 指定管理者が行う業務の範囲

1 体育施設の業務内容

(1) 体育施設の管理に関する業務

- ① 体育施設の使用許可申請受付および許可
- ② 体育施設の利用料金徴収事務
- ③ 体育施設の開館・閉館および開場・閉場
- ④ 体育施設、設備の保守・点検および小規模修繕
- ⑤ 体育施設内の植栽、芝生等の保育管理（施肥、剪定、草刈り等）
- ⑥ 敷地内の環境整備（清掃等）
- ⑦ スポーツ器具、備品等の維持管理および貸し出し
- ⑧ 施設の防災に関すること

(2) 体育施設の運営に関する業務

- ① 違法行為、事故等が発生した場合の小浜市への通報
- ② 一般利用者からの問い合わせ等に対する応対
- ③ 体育施設利用者への安全対策（巡回、警備、体育施設利用の指導等）
- ④ 関係機関との連絡調整

Ⅲ 業務内容の詳細

1 施設および設備の維持管理業務

(1) 基本的事項

指定管理者は、施設、設備および備品の機能と環境を良好に維持するとともに、安全かつ快適な利用環境を確保し、円滑なサービス提供が行われるよう、施設、設備および備品の維持管理業務を適切に実施すること。

(2) 業務日誌の作成

指定管理者は、施設および設備の維持管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成・保管し、小浜市の求めがあったときには提出すること。

(3) 故障等への対応

故障等の発生や短期間のうちに故障等が発生すると見込まれる場合は、速やかに修繕を行うこと。故障または異常を発見した場合は、利用者の安全確保のため必要な応急措置を講じるとともに、速やかに小浜市へ報告すること。なお、修繕については、第10項の定めによるものとする。

2 施設保守点検業務

(1) 日常点検および整備業務

正常に機能するよう点検、整備等を行うこと。開館・開場前の始業時点検ならびに閉館・閉場後の終業点検を確実に行之、不具合箇所がないかどうか施設全体の日常点検を実施すること。

(2) 定期点検および整備業務

関係法令に基づき、法定点検を確実に実施するとともに、正常に機能するよう指定管理者が必要に応じて適切な処置を行うこと。なお、その際に必要な消耗品の補充、更新は指定管理料に含む。また、点検にあたっては利用者になるべく影響のない日時を指定管理者で定めること。

3 貸出備品等管理業務

- (1) 指定管理者は、小浜市の所有する物品（貸出用設備器具、備品等）について、適切に管理すること。
- (2) 指定管理者は、利用に支障をきたさないよう備品の管理を行うこと。
- (3) 物品のうち消耗品の購入および補充に要する経費は、指定管理者の負担とする。
- (4) 指定管理者が管理する小浜市の物品について、更新が必要な場合は、小浜市に報告すること。

4 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持を心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

5 安全管理業務

- (1) 体育施設の防犯、防火および防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保すること。
- (2) 法令に基づき防火管理者等を設置すること。
- (3) 自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）を設置すること。また、職員は、普通救命講習等を受講し、緊急時に適切な対応ができる体制を整えること。

6 その他の業務

- (1) 施設および設備の維持管理に必要な業務を適正に実施すること。
- (2) 指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用負担により自主事業を実施することができる。なお、自主事業を実施する場合は、事前に小浜市の承認を得ること。

7 維持管理計画の作成

指定管理者は、年度当初に施設維持管理計画（点検整備、法令に基づく測定・検査、調査等）を作成し、小浜市へ提出すること。

また、計画に従って実施した点検・評価結果、整備状況、修繕等については記録を行い、必要に応じて施設維持管理計画に反映すること。

8 施設等整備不備による損害賠償

- (1) 施設および設備の維持管理の不備により利用者の財物等に損害を与えた場合は、速やかに小浜市に連絡し、対応を協議すること。
- (2) 施設および設備の維持管理の不備により利用者に対して正常な機能を提供できなかった場合の損害についても、速やかに小浜市に連絡し、対応を協議すること。

9 業務の再委託

指定管理者の業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、あらかじめ小浜市の承認を得た場合は、この限りでない。

10 修繕の分担

施設および設備の修繕については、原則として、1件当たりの見積額が30万円未満の場合は、指定管理者の負担とする。見積額1件30万円以上の修繕または設備等の更新については、速やかに小浜市に連絡し協議すること。

IV その他施設の管理運営に必要な業務

1 組織および人員配置

- (1) 配置人員等

- ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- イ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障を生じさせることなく、利用者サービスの向上に配慮したものとする。
- ウ 管理施設全体の責任者として、体育施設長を置く。
- エ 受付業務には、常時1名以上配置をする。
- オ 設備技術者は、施設の管理運営にあたり法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任すること。

(2) 研修等

職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

2 事業実施計画書の作成

指定管理者は、毎年度末までに翌年度の管理運営に関する事業実施計画書を作成し、小浜市へ提出すること。

ア 施設管理業務の実施計画および利用計画

組織体制、施設設備維持管理計画（課題分析・事業評価）

イ 体育施設の管理に係る経費の収支見込み

3 事業報告書の作成

(1) 年次報告書

指定管理者は、毎年度終了後50日以内に、事業報告書を小浜市に提出すること。事業報告書の主な内容は次のとおりとする。

ア 施設管理業務の実施状況および利用状況

組織体制、施設設備維持管理状況、課題分析と事業評価

イ 体育施設の管理に係る経費の収支状況

(2) 月次報告書

指定管理者は毎月報告書を作成し、翌月10日までに小浜市に提出すること。月次報告書の主な内容は次のとおりとする。

- ・施設設備維持管理状況、利用者等からの苦情とその対応状況

(3) その他の事業報告

その他、管理業務の実施状況を把握するために必要な事項について、小浜市の求めに応じて随時報告を行うこと。

4 関係機関との連絡調整事務

指定管理者は、関係機関との連絡調整を図ること。

5 指定管理期間の前に行う業務

- (1) 協定項目についての小浜市との協議
- (2) 事業計画書の作成、協議
- (3) 配置する職員等の確保、職員研修
- (4) 現行の管理団体からの業務引継ぎ
- (5) その他小浜市が必要と認める業務

6 指定期間終了後の引継ぎ業務

- (1) 指定管理者は、指定期間終了後、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。
- (2) 指定期間終了後若しくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際

は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。
特に、施設の利用予約に関しては遺漏がないよう十分留意すること。

7 指定管理の業務の範囲外（行政財産の目的外使用許可）

公衆電話ボックス、電柱等、その他の利用許可については、小浜市が「小浜市営体育施設の設置および管理条例」に基づき占有許可を行い、その使用料は小浜市の収入とする。

8 危機管理対応

ア 自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、速やかに適切な措置を講じた上、小浜市をはじめ関係者に通報するとともに、小浜市の応急対策に準じた対応を行うこと。

イ 予防対策

危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時の対応について随時訓練を行うものとします。

また、消防署等から指摘があった場合は、直ちに改善措置を講じること。

V その他留意事項

1 実地調査等の実施

小浜市は、施設の管理運営の適正化のため必要と認めた場合は、指定管理者に対して、事業および経理の状況等について、定期的または臨時に実地調査および必要な指示を行うことができる。

2 監査

小浜市監査委員等が、必要に応じ指定管理者に対し実地に調査し、または必要な記録の提出を求める場合があるので、すみやかに対応すること。

3 業務不履行時の処理

（１）指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となる恐れが生じた場合、管理運営業務が業務要求水準を満たしていない場合、または利用者が施設を利用する上で明らかに不適切と認められる状況にある場合は、小浜市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出および実施等を求めることができる。

この場合、指定管理者が当該期限内に改善することができなかった場合は、小浜市は指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部または一部を停止させることができる。

（２）上記（１）により指定管理者の指定が取り消され、または業務停止となった場合、小浜市は指定管理者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、指定管理者は小浜市に生じた損害を賠償しなければならない。

（３）指定管理者は、事業の継続が困難になった場合または、その恐れが生じた場合、速やかに小浜市に報告しなければならない。

（４）不可抗力その他小浜市または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、小浜市と指定管理者は事業継続の可否について協議することとする。

4 協定等

小浜市と指定管理者は、業務内容および管理の基準の詳細について協議の上、協定を締結する。

協定は、指定期間全体の包括協定および毎事業年度ごとの年度別協定とする。協定

の主な項目は次のとおり予定している。

(1) 包括協定

指定期間、指定管理者の業務の範囲、業務内容の変更中止等、指定管理者の責務、委託料、利用料の徴収、個人情報等の管理の取扱い、モニタリングおよび事業報告に関する事項、指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項、引継ぎに関する事項、一般的損害に対する損害賠償責任、使用に係る不服申し立てに関する取扱い、権利義務の譲渡の禁止、危険負担に関する事項、備品等の管理物件に関する事項、修繕等の費用負担、原状回復義務、帳簿等の整備、管理規程等の制定、重要事項の変更の届出、事故報告、その他必要と認める事項

(2) 年度別協定

当該年度業務の仕様、当該年度の委託料の額、その他必要と認める事項

5 施設賠償責任保険等の加入

施設管理者において施設賠償責任保険に加入すること。

6 責任の分担

種類	内容	指定 管理者	市
法令等の変更	利用料金改定等、指定管理者自身に影響するもの	○	
	本市が供用日や時間の縮小等を決定し、施設の管理運営に影響するもの		○
経費の増大	物価上昇、金利の変動、光熱水費の値上げ、その他本市以外の要因によるもの	○	
	急激な物価上昇その他上記以外の要因によるもの	協議事項	
臨時休業による 損失	指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休業等に伴う損失	○	
業務内容の変動	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加		○
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断	○	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期に伴う、収入の減少および費用の増大	協議事項	
第三者への賠償	指定管理者の故意または過失により損害を与えた場合	○	
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協議事項	
セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等	○	
施設および設備 等の修繕	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴うもの	○	
	上記以外のもので、修繕に要した経費が1件あたり30万円未満のもの	○	

	施設および設備の設計、構造上の原因によるもの	協議事項	
事業引継ぎ等の費用	指定管理期間が終了するとき、新事業者への引継ぎに要する費用、または期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	○	

- (1) このリスク分担表および協定書等に定めのない事態が生じた場合は、小浜市と指定管理者が協議のうえ定めるものとする。
- (2) 管理業務を行う上で、施設、機器の不備又は管理上の瑕疵に起因する事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に参加すること。なお、当該保険は個人情報保護漏洩リスクに対応したものにする。

VI 対象施設

1 施設の概要

施設名		所在地	開設日	敷地面積(m ²)	施設
市民体育館		後瀬町 9-38	昭和 51. 9. 30 平成 27. 4. 1	5, 285 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート 造 2 階建 1 階面積 2, 219 m ² 2 階面積 1, 093 m ² ウエイトリフティング場 軽量鉄骨造 117 m ²	1 階競技場 42m×32m 1 階トレーニングセンター 2 階トレーニングルーム 32. 7m×11. 7m
中央グラウンド		後瀬町 4-6-1	昭和 51. 9. 30	15, 000 m ² 陸上競技場 7, 500 m ² 球 技 場 7, 500 m ²	陸上競技場 200m×6 レーン 球技場 ソフト 2 面 サッカー 1 面
野代グラウンド		野代 28-11	昭和 45. 2. 28	5, 000 m ²	野球 1 面 ソフト 1 面
武道館		後瀬町 1-7	昭和 59. 3. 27	鉄骨・鉄筋 C 造 平屋建 941. 18 m ²	柔道 2 面 剣道 2 面
野球場		東勢 89-3-2	昭和 55. 10. 15	12, 502 m ² 内野 3, 650 m ² 外野 8, 852 m ²	両翼 91. 5m センター 121. 5m 管理棟 381. 18 m ² 屋上観客席 600 人
総合運動場	陸上競技場	口田縄 5-23	平成 7. 5. 25	競技場 22, 534 m ² メインスタンド 鉄筋 C 造一部 RC2 階建 1 階床面積 669 m ² 2 階スタンド 857 m ²	400mトラック×8 レーン (全天候ウレタン舗装) サッカー・ラグビー 1 面
	多目的グラウンド	同上	同上	19, 906 m ²	ソフトボール 4 面 サッカー・ラグビー 1 面 グラウンドゴルフ
	テニスコート	同上	同上	5, 735 m ²	コート (夜間照明付) 砂入り人工芝 8 面

	ゲートボールコート	同上	同上	2,793 m ²	ゲートボール 6面
	芝生広場	同上	同上		
	屋内多目的広場	同上	平成 11.3.23	3027.92 m ² 鉄骨造平屋建 延床面積 1,020 m ²	テニス 1面 ゲートボール 2面 ソフトバレー 4面 他
	弓道場	同上	平成 23.12.1	1446.47 m ² 射場 227.5 m ² 的場 41.5 m ² 木造 平屋建	近的 28m(6人立ち)
	マレットゴルフコース	同上	平成 15.3	全長約 1,100m	マレットゴルフ 36ホール
	ジョギング・ウォーキングロード				

2 施設の休業日

休業日は、12月29日から翌年1月3日まで

3 施設の使用期間および使用時間

施設名		使用期間	使用時間
総合運動場	市民体育館	4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後10時まで
	中央グラウンド 野代グラウンド		午前9時から午後6時まで
	武道館		午前9時から午後10時まで
	野球場	4月1日から翌年3月31日まで (夜間照明施設については4月1日から10月31日まで)	午前9時から午後10時まで (夜間照明施設については午後5時から午後10時まで)
	陸上競技場 多目的グラウンド テニスコート	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後10時まで
		11月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	ゲートボールコート 芝生広場	4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで
	屋内多目的広場 弓道場		午前9時から午後10時まで
	マレットゴルフコース		午前9時から午後5時まで
	ジョギング・ウォーキングロード	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後10時まで
		11月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで

小浜市営体育施設管理業務

各施設共通事項

1. 施設利用受付・利用料金の徴収事務（1月4日から12月28日）
2. 施設利用者の調整
3. 施設利用に対する指導・助言
4. 施設管理施設付帯の植栽の剪定・収集・処分および機械・手取の除草
5. 各施設の火気取締りおよび安全点検
6. 各施設の巡回管理
7. 施設等の破損に伴う応急措置

市民体育館 小浜市後瀬町9番38号

- | | |
|------------------------------|-------|
| ①体育館の室内および室外の清掃 | 週1回以上 |
| ②館内のワックス清掃 | 年1回以上 |
| ③敷地内の植栽の剪定・収集・処分 | 年1回以上 |
| ④各種スポーツ大会、教室の受付業務 | |
| ⑤建物の簡易な補修、電球等の取替え | |
| ⑥冬季中の除雪業務 | |
| ⑦ごみの収集・分別・処分 | 週1回以上 |
| ⑧空調設備の調節（電力量の監視含む）・保守点検・管理業務 | |
| ⑨入口自動ドアの保守点検 | |
| ⑩トレーニングセンター機器の保守点検 | |

中央グラウンド 小浜市後瀬町第4号6番地1

- | | |
|-------------------------|-------|
| ①市民体育館周辺の植栽の剪定・収集・処分 | 年1回以上 |
| ②グラウンドの植栽の剪定・収集・処分 | 年1回以上 |
| ③グラウンドの機械・手取の除草・収集・処分 | 月1回以上 |
| ④植栽の病虫害駆除 | |
| ⑤グラウンドの整地、砂の補給、体育器具の修繕 | |
| ⑥グラウンドの安全フェンス、門柱等の軽微な補修 | |
| ⑦トイレの点検、清掃、物品の補充 | |

野代グラウンド 小浜市野代第28号11番地

- | | |
|-------------------------|-------|
| ①グラウンドおよび法面の植栽の剪定・収集・処分 | 年1回以上 |
| ②機械・手取の除草・収集・処分 | 年2回以上 |
| ③植栽の病虫害駆除 | |
| ④グラウンドの整地・砂の補給 | |
| ⑤グラウンドの安全フェンスの軽微な補修 | |
| ⑥トイレの点検、物品の補充 | |

武道館 小浜市後瀬町 1 番 7 号

- | | |
|-------------------|---------|
| ①周辺の手取の除草・収集・処分 | 年 2 回以上 |
| ②武道館の室内の清掃 | 週 1 回以上 |
| ③建物の簡易な補修・電球等の取替え | |
| ④トイレの点検、清掃、物品の補充 | 週 1 回以上 |

総合運動場 小浜市口田縄第 5 号 2 3 番地

- | | |
|--------------------------------|---------|
| ①常駐受付業務・運営管理業務 | |
| ②運動場周辺敷地内の植栽の剪定・収集・処分 | 年 1 回以上 |
| ③運動場各施設の機械・手取の除草・収集・処分 | 年 2 回以上 |
| ④芝生施設の機械・手取の除草・収集・処分 | 月 3 回以上 |
| ⑤多目的グラウンド、ゲートボールコート of 整地・砂の補給 | |
| ⑥トイレの点検、清掃、物品の補充 | 週 2 回以上 |
| ⑦植栽の病虫害駆除、芝の養生 | |
| ⑧落ち葉の収集・処分 | |
| ⑨建物の簡易な補修、電球等の取替え | |
| ⑩管理棟および敷地内の清掃 | |
| ⑪備え付け重機、備品の管理 | |
| ⑫冬季中の除雪業務 | |
| ⑬ごみの収集・分別・処分 | 週 1 回以上 |
| ⑭排水路等の清掃 | |

野球場 小浜市東勢第 8 9 号 3 番地の 2

- | | |
|-----------------------|---------|
| ①敷地内および法面の植栽の剪定・収集・処分 | 年 1 回以上 |
| ②管理棟および敷地内の清掃 | 週 2 回以上 |
| ③備え付け重機・備品の管理 | |
| ④建物の簡易な補修、電球等の取替え | |
| ⑤グラウンドの整地・砂の補給 | |
| ⑥トイレの点検、清掃、物品の補充 | 週 2 回以上 |
| ⑦機械・手取の除草・収集・処分 | 年 2 回以上 |
| ⑧植栽の病虫害駆除、芝の養生 | |

※基本作業は上記のとおりとし、必要がある場合は、適宜対応するものとする。

市営体育施設位置図

